

埼玉工業大学大学院人間社会研究科修士学位論文審査基準

この基準は、埼玉工業大学大学院人間社会研究科（以下「研究科」という。）の修士の学位論文審査における審査基準を定めるものである。

第1条 審査基準

- 一 学位申請者が主体的に取り組んだ研究であること。
- 二 研究内容に新規性・有効性を有していること。
- 三 当該教育・研究分野の専門知識・技術を反映した内容を有していること。
- 四 学位申請者が、該当教育・研究分野の発展に貢献しうる研究能力や高度な専門性を身につけていること（各専攻の学位授与方針は第3条に示すとおりである）。
- 五 学位論文の内容が適切であり、論文としての体裁が整っていること。
- 六 論文内容の発表および質疑応答が明確にかつ論理的に行われていること。
- 七 上記の各号について、学位論文の内容、中間発表および学位論文発表会での発表と質疑応答を通じて評価を行う。なお、修士論文審査においては主査1名・副査2名をもって審査にあたり、公平な判定を行う。

第2条 修得単位

大学院学則第27条に規定された単位を修得あるいは修得見込みであること。

第3条 各専攻の学位授与方針

情報社会専攻

情報化社会で活躍できる専門知識および情報技術活用力を修得した優れた専門的職業人、研究者であること。

心理学専攻

臨床心理学教育研究分野においては、学内外で実践的な心理臨床実習を体験し心理臨床の技術を修得し、多職種連携や職業倫理を身につけていることに加え、それらを研究につなげる能力を有すること。実験心理学教育研究分野においては、実験心理学のさまざまな問題に対して自ら問題を見出して研究を行うことができる研究能力を身につけた幅広い見識を有する研究者であること。

附則 この基準は、令和5年4月1日から施行する。